

平成 18 年 8 月 20 日

金子 和也

『廃藩置県と武一騒動』

明治 2 年 (1869) 1 月 23 日「版籍奉還」の上表¹⁾により、旧幕藩時代の諸侯 (二百六十余諸侯とも)、即ち藩主・大名が「知藩事」(同年 7 月に「藩知事」と改称)に任命されたが、明治 4 年 (1871) 7 月 14 日「廃藩置県」の詔書²⁾ (太政官布告)により、その職と制を罷免・廃止し、同年 11 月 2 日から 22 日に実施された「第一次府県編合」と後任の新地方官の配置により、3 府 (東京・大阪・京都) 31 県と 273 県 (藩より転化)は、3 府 73 県 (沖縄県を除く)一使 (北海道開拓使)となった。同月 27 日には「県治条例」が制定され、維新政府による中央集権化推進のための官僚的地方行政施策の礎^{いしずえ}となり、その後、明治 9 年 (1876) の「第二次府県編合」(4 月 18 日及び 8 月 21 日)により 3 府 35 県となった。

3)

広島県では、版籍奉還により広島藩 12 代藩主「浅野長勲」が、福山藩は 10 代藩主「阿部正桓」が知藩事に任命され、中津藩 (豊前下毛郡、後に小倉県→福岡県→大分県に編入・変遷した)の飛領であった神石・甲奴・安那郡の一部 12 か村は、9 代藩主「奥平昌邁」が中津藩の知藩事となった。

廃藩置県については、先の詔書をもって旧広島・福山・中津藩領が、広島・福山・中津県となり、中津県は 2 分割され、明治 4 年 11 月 14 日に福山県と広島県に夫々編入された。又、幕領 (直領・御領・料所・公領などとも呼ばれる、いわゆる幕府直轄の天領である)であった甲奴・神石郡の一部 12 か村については、既に明治元年 (1868) 5 月 16 日には倉敷県に属しており、これも同様に 2 分割されて福山県と広島県に夫々明治 4 年 11 月 5 日と同月 15 日に編入され、同日の 15 日には、福山県は深津県と県名を改称した。更に明治 5 年 6 月 5 日にも県名を改称し、深津県は小田県となり、明治 8 年 12 月 10 日に小田県は岡山県に編入された。翌明治 9 年 (1876) 4 月 18 日の「第二次府県編合」により、旧小田県は岡山県から分離され、広島県に編入・変遷し、現在の広島県が成立したのである。⁴⁾

尚、この廃藩置県は、版籍奉還に比べ強圧な維新政府の政策であり、天下りに知藩事は罷免 (免官・免職)され、一方で藩債の引受と家禄 (俸禄)を保障し、東京貫属 (移住・永住)を命じた。⁵⁾

広島県では、この東京貫属に伴い、時の広島知藩事の浅野長勲がその職を免ぜられ、東京永住を命じられたが、この時既に長勲は東京に滞在中であったため、その家族と前 11 代藩主の浅野長訓一行に県庁が明治 4 年 (1871) 8 月 4 日、東京出帆の布達をした。しかし、城内竹の丸館から長訓一行の駕籠が出門するやいなや「御止め申す…御止め申す…」と口々に連呼し、老公と別離愛惜の情に伴う前藩主引留のため、尾道以西 16 郡の寄せ集まる農民数千人 (数万とも)が門前に集結し、その出帆を阻み延期となった。このことについては、県庁側もある程度予想しており、同年 7 月 24 日の長勲の「告諭書」を県官が前もつ

て各村で説諭^{せつゆ}を行っていたが、延期決定後も数百人が城内外に待機していた。そのため、同年 8 月 6 日、長訓は人民説諭方を県庁に依嘱し、領内各 16 郡へ説諭使・鎮撫使^{ちんぶ} 22 名を派遣し鎮撫に当たらせ、7 日には長訓直書説諭大意書をもった説得使^{せうじやう}を各郡へ派遣し、騒擾^{そうじやう}（一揆^{いちがい}・打毀^{うちこわし}・蜂起^{ほうき}・騒動とも）を極力抑えるべく努力したが、その功空しく、やがて全国的な年貢問題（明治 2 年（1869）には、空前絶後の地租改正反対の百姓一揆が全国的に勃発した）と共に明治新政府に対する不平不満、更に数々の浮説^{ふせつ}や流言^{りゆうげん}・風聞^{ふうぶん}⁶⁾の形となって県内全域に流布^{るふ}され、官吏^{かんり}（役人）・割庄屋^{わりじやうや}・庄屋^{しやうや}・組頭^{くみがしら}等の郡村役人層や富農層（豪農）、豪商や町方役人層に対する幕府時代からの積年のうっぷんが遂に爆発した。まさにギリギリの切り詰めた厳しい生活を強いられた下層農・貧農層による惣（総）百姓を動員した近世最後の大騒擾であった。この未曾有^{みぞう}の騒擾が世に言う『武一騒動』である。

『武一騒動』の際に受けた「ナタ鎌・竹槍」の疵跡が残る旧有間村庄屋「神出石橋久兵衛」邸



現在は、上本家^{かんもと}（旧石橋家）住宅主屋として、北広島町（旧千代田町）教育委員会が管理・公開しています。

この騒擾は、旧福山領（福山→深津→小田県）にも同年 9 月に飛火したばかりではなく、松山（伊予）・大洲（伊予）・母里（出雲）・高松（讃岐）・高知（土佐）諸県にも波及し、騒擾の対象となった町村役人層などが、政治や経済活動に消極となり、後の地租改正⁷⁾や大区小区制（明治 4 年 4 月 4 日公布の戸籍法の実施⁸⁾に伴う新たな行政区画制度）の実施（広島県では明治 5 年（1878）4 月、深津県では同年 3 月に夫々 17 大区 169 小区と 17 大区 356 小区に区分された）において、その進捗^{しんぱく}を鈍らす要因となった。

尚、この「武一騒動」の首謀者と目され同年10月の鎮静化後、11月4日処刑（梟首）された千代田町有田村の武一（山縣武一・西本屋武一郎とも）は、同年8月11日に提出した「御藩内十六郡百姓共」の名による歎願書の起草者と伝えられており、実際の騒動主導者ではない。一連の騒擾責任をとり、48歳の若きで散った受難の英雄的存在として、又、現在でも能弁奇才（寺子屋を開き石門心学を教えていた）の郷土の誇りとして、北広島町（旧千代田町）の夏祭りの盆踊り等で「ぶいちくどき」としてその形を変え語り継がれている。又、この騒擾の逮捕者は573名に達し、武一のほか8名が死刑となり、公的機関5・割庄屋40・庄屋62・組頭10・商人30・年寄10・その他42、合計199軒がその対象となった。⁹⁾

尚、文中の年号・月日については、明治5年12月の太陽暦採用¹⁰⁾までは全て陰暦によるものである。

- 1) 長州藩主「毛利敬親」（宰相中將）・薩摩藩主「島津忠義」（少将）・肥前藩主「鍋島直大」（少将）・土佐藩主「山内豊範」（少将）の四藩、いはゆる「薩長土肥」の外様大名（徳川譜代や親藩の御三家（尾張・紀伊・水戸徳川家）、御三卿（田安・一橋・清水家）以外的大名）によって連署・上表され、藩主は知藩事（後の県令（権令）→府・県知事）となった。家永三郎監修・青木孝寿外編『日本史資料』（昭和48年、東京法令出版）394頁～395頁、笹山晴生＝五味文彦＝吉田伸之＝鳥海靖編『詳説 日本史史料集』（再訂版）（2004年、山川出版社）244頁、朝尾直弘＝宇野俊一＝田中琢編『日本史辞典』（1997年、角川書店）
- 2) 詔書とは、国事行為についての天皇の詔（詔勅・勅諭とも）である。
- 3) 福島正夫『地租改正の研究』（オンデマンド版）（2003年、有斐閣）108頁・巻末「地租改正年表」7頁
- 4) 『広島県史』近世1 通史Ⅲ（昭和56年、広島県）1248頁～1249頁・1274頁・1281頁、広島県総務部県史編さん室『広島県の歴史』（1969年、広島県）234頁～238頁、後藤陽一『広島県の歴史』県史シリーズ34（昭和47年、山川出版社）178頁～180頁、岸田裕之編『広島県の歴史』県史34（1999年、山川出版社）238頁～242頁、土井作治監修『図説 備北・安芸吉田の歴史』（2000年、郷土出版社）166頁～167頁、定宗一宏編『郷土史辞典 広島県』（1981、昌平社出版）175頁～176頁
- 5) 家永三郎監修・青木孝寿外編『日本史資料』（昭和48年、東京法令出版）395頁～396頁、笹山晴生＝五味文彦＝吉田伸之＝鳥海靖編『詳説 日本史史料集』（再訂版）（2004年、山川出版社）245頁
- 6) 八千代町史（安芸高田市八千代町）第5章 近代・現代（武一騒動の発端と暴民蜂起）よれば、①殿様から百姓どもへ三〇〇〇両の涙銀が恵まれたが、それを割庄屋が取り込んで百姓には一文も渡さない。②太政官から割庄屋へ禁制の切支丹の秘仏の入った桐の箱が渡されているが、割庄屋どもは切支丹の魔法使をする太政官の手先である。③年貢取立ての枴はこれまで一斗入りであったものが、一斗二升入りとなる。だから米一俵は三斗六升となり、先き行き百姓は立ち行かなくなる。④女子一五歳から二〇歳までのものと、飼牛を異人に売り渡すよう内密に太政官から割庄屋に申し渡したところ割庄屋どもはこれを請け合っている。⑤田畑八反をもって一町歩とし、一町歩の年貢を取り立てる。⑥太政官の政治は異人が行う。と言う実に根も葉もない憶測と噂に外ならなかった。（同書343頁～344頁）
- 7) 明治6年7月28日「地租改正法令」公布（①上諭（勅諭）、②地租改正法（太政官布告）、③地租改正条例（太政官布告第272号）、④地租改正施行規則（大蔵省事務総裁達）、⑤地方官心得書（大蔵省事務総裁達）からなる一団

の法規)されたが、広島県の地租改正は、地租改正法令公布から2年経った明治8年9月から実際には遅れて着手しており、6年の歳月を経て同14年8月まで続けられ、郡村地・市街地・山林原野各種地合わせて、総反別50万6,778町3反24歩7合9勺^{しゃく}($506778 \times 3000 + 3 \times 300 + 24.79 = 1,520,334,924.79$ 坪 $= 5,025,900,577.81818 \approx 502,590\text{ha} = 5,025.90\text{Km}^2$ であるが、平成18年4月1日現在(速報値)の広島県の面積は、8,478.07 Km^2 なので、この時の総反別は、現在の約59.3%でしかないが、この総反別には、道路・水路・堤防・河川等の公共用地はもとより、山林原野等の調査においては、大凡(足踏(歩測)等)の概反別を容認し、宅地や耕地においても幕藩時代の検地の慣習(四壁引・畔際引・陰引・縄心等で実際よりは少なく丈量^{じょうりょう}する)を踏襲^{とうしゅう}している等のためと、その後の新田開発や公有水面の埋立て、又測量技術・方法(十字法)等のためと考えられる)地押丈量を終えている。尚、岡山県(旧小田県)備後国の内、6郡(沼隈・深津・安那・品治・蘆田・神石)は、改租作業を既に終えており、後に広島県に併属された。(明治15年2月地租改正報告書 第十三款 各府県地租改正紀要 広島縣)福島正夫『地租改正の研究』(オンデマンド版)(2003年、有斐閣)259頁～261頁、民事法務研究所編『登記所備付け 公図の沿革』(全国の概要と中国地方)(平成7年、民事法務協会)57頁・144頁～155頁、日本土地家屋調査士会連合会『土地境界基本実務Ⅲ』境界鑑定Ⅲ(地租改正報告)(平成14年、同連合会)235頁～238頁、名田富太郎『広島縣山縣郡史の研究』(昭和28年、名田朔郎)546頁～594頁、国土交通省国土地理院ホームページ(全国都道府県市町村の面積) <http://www.gsi.go.jp/>、日本土地家屋調査士会連合会『土地境界基本実務Ⅱ』境界鑑定Ⅱ(土地法制)(平成14年、同連合会)89頁(明治9年3月10日地租改正事務局別報第16号達「山林原野調査法細目」第1条第4節)、安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』(昭和46年、柏書房)173頁～175頁・178頁・180頁～181頁、佐藤甚次郎『公図読図の基礎』(平成13年(2001)、古今書院)172頁・211頁、明治13年3月11日縣甲第37号「山林原野地租改正調査法」第4条(広島県立文書館収蔵資料(明治の県令達)参考

- 8) 戸籍法(33則)は太政官布告をもって公布され、翌明治5年(1872)2月1日施行されたため、この年の干支から「壬申戸籍」と呼ばれている。武家等はもとより、幕藩時代から苗字・帯刀^{たいとう}が許されていたや神官・僧侶・医者、町村役人層等を除く一般の在地農民、町方の工・商人はこの時、苗字を称することができたのであるが、その編製に当っては、それまでの「宗旨人別帳」(人別帳・宗門帳とも)がその元帳であると同時に、それを承継したものに過ぎなかった。(日本近代史研究会編『近代日本史』(明治維新)第2巻(昭和42年、国文社)24頁)これはこの年の地租改正の前提となる全国地価算定のための「壬申地券」(一般地券とも)交付調査(明治5年7月4日大蔵省達第83号「全国一般ニ地券ヲ発行」)における「地券大帳」(現在の不動産登記簿)が、幕藩時代の「検地帳」の“のりうつり”であったのと同様であり、この地租改正を視野においた維新政府の施策・法律であったことは疑いのないところである。福島正夫『地租改正の研究』(オンデマンド版)(2003年、有斐閣)106頁・202頁・213頁～214頁・231頁・326頁・巻末「地租改正年表」8頁、日本土地家屋調査士会連合会『土地境界基本実務Ⅱ』境界鑑定Ⅱ(土地法制)(平成14年、同連合会)35頁
- 9) 『千代田町史』通史編(上)第7巻(平成14年、千代田町役場)976頁～992頁、『千代田町史』近世資料編(下)(平成2年、千代田町役場)259頁～261頁、広島県総務部県史編さん室『広島県の歴史』(1969年、広島県)234頁～238頁、後藤陽一『広島県の歴史』県史シリーズ34(昭和47年、山川出版社)178頁～180頁、岸田裕之編『広島県の歴史』県史34(1999年、山川出版社)238頁～242頁、土井作治監修『図説 備北・安芸吉田の歴史』(2000年、郷土出版社)166頁～167頁、定宗一宏編『郷土史辞典 広島県』(1981、昌平社出版)175頁～176頁、清水義彦氏(北広島町)「ぶいちくどき」提供
- 10) 明治5年(1872)11月9日太政官布告第337号を以って「今般改曆ノ儀別紙詔書ノ通被仰出候条此旨相達候事」と布告され、従来の陰曆(天保曆)に代わり明治5年12月3日を以って明治6年1月1日とする太陽曆が採用さ

れた。朝尾直弘＝宇野俊一＝田中琢編『日本史辞典』（1997年、角川書店）

参 考

庄原市西原八幡宮所蔵の「地租改正測量絵馬」



(庄原市重要文化財)

「注釈」

明治新政府の成立と地租改正

前広島藩主浅野長訓の東京移住阻止運動に端を発した明治4年一揆（武一騒動。1871年）は、旧暦8月15日には恵蘇、三上、奴可郡（のちの比婆郡）に波及した。恵蘇郡では割庄屋など29戸を襲い、川北村では、大神宮脇の高札に記された「県」の字を塗りつぶし、新政への抗議を表明

した。明治政府は税収基盤確保のため耕地の測量をすすめていたが、全国でも本県が最もおくれたのは、明治4年一揆に続く反対一揆の続発を恐れたためといわれる。西原八幡宮所蔵の測量図の絵馬（市重文）は、地租改正事業の進捗を祈願し奉納したものとおもわれる。

←中央の紅染め或いは白色の布等は、いわゆる「梵天」（平板測量でいうポール）の一種である仮標の「旗」で、境界線の屈曲点毎に多くの「旗」が建てられている様が描かれており、中央右下（白帽・紅色襟巻の見盤方或いは絵図引方）では、分間台（見盤台・方起台）と分間略器（見透器）のような測量器を用い、板分間（平板測量）の様子が、又、左下では旗持（梵天持・縄引）が「右足を前に出し、ぐっと腰をかかめ」間縄（水縄・測縄）の前端（0目盛）を引く様子、間棹持と縄引が「間竿」（尺杖）を用い「一間」以下の端尺を測定している様子が描かれており、これらは三斜法（多くの梵天の数）による一筆図（一筆限図）作製の地押丈量作業を描いているものと思われます。

右側は用係（村用掛）が、これら野場（現場）での野帳と野取絵図（素図）を対査、浄書（清書）・複写し、それを県官が地租改正総代人等の申告に対し、検査している様子でしょうか…定かではありません。

BACK

TOP